資料８

議題８　地元からの土地の寄付について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（１）土地の寄附に関する基準を設けているか	（２）設けている場合		（３）寄付を受理したことがある場合具体的な内容及び経緯
		要綱等の名称	基準の内容	
名古屋市	設けていない			公民館の維持が困難なため、建物解体（更地）をし、その後は消防団の詰所として活用してほしいという申し出があり、寄附を受納した。
豊橋市	設けている	寄附受理に関する事務取扱要領	市民福祉の増進に寄与すると認められる場合	近年はありません。
岡崎市	設けていない			認可地縁団体制度ができるまでは地縁団体で所有する集会所等の不動産は、地縁団体名義で登記することができなかった。そのため、市で集会場等の無償譲渡を受け、そのまま無償で貸し付けるということを行ったことがある。
一宮市	設けていない			・寄附を希望した所有者の土地が霊園に隣接しているため、霊園利用者の駐輪場としての利便性向上が期待できるという理由から、寄附の受納をした。 ・公園に隣接しており、公園を拡張する目的で寄附を受納した。 ・計画道路の範囲内にあり、道路予定地として寄付を受納した。
瀬戸市	設けていない			
半田市	設けていない			過去には例があったが、古すぎて経緯などは不明。
春日井市	設けていない			集会所等の地元利用の土地について、過去に寄付を受理したことはあるが詳細不明。
豊川市	設けていない			
津島市	設けていない			近年での事例はありません。
碧南市	設けていない			把握分ではありません。
刈谷市	設けていない			
豊田市	設けていない			
安城市	設けていない	－	－	
西尾市	設けていない			
蒲郡市	設けている	蒲郡市土地寄附受納要綱	⑴現に公用又は公共用に供している土地 ⑵設置が決定した市有施設の用地 ⑶市有施設の拡張区域に含まれる土地	公営住宅の広場用地となっている市有地の中央に民地があり、土地が不要となった場合の活用を考えて、寄附を受けた。
犬山市	設けていない			
常滑市	設けていない			
江南市	設けていない			集会所施設を建設する際、地元区名義での登記が出来なかった土地を市名義で登記するために寄付を受けた経緯がある。現在は、地縁団体等が指定管理者として維持・運営している施設について、公共施設総合管理計画や公共施設再配置計画に基づき、各地区との協議の上、受入可能な地区については、施設の譲渡を進めている。

議題８　地元からの土地の寄付について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（１）土地の寄附に関する基準を設けているか	（２）設けている場合		（３）寄付を受理したことがある場合具体的な内容及び経緯
		要綱等の名称	基準の内容	
小　牧　市	設けていない			
稲　沢　市	設けていない			地元管理の公民館駐車場用地として寄付を受理したものなどがあります。
新　城　市	設けていない			無し
東　海　市	設けている （土地の寄付受理に際しては、市の総合計画、また、各部課の事業計画に基づき、市が長期的に有効活用できる土地であるかを考慮して受理の判断をしています）		東海市道路、河川及び水路用地の取得基準（道路、河川、用地以外は設けていない）	
大　府　市	設けている	土地区画整理事業に伴う集会所用地の取扱い基準	土地区画整理組合から大府市へ集会所用地の寄附採納申請がされたときの事務処理方法などを次のとおり定める。 １　寄附採納の条件 ⑴　寄附採納の対象は、土地区画整理事業区域内において土地区画整理組合が建設した 集会所の用地とする。 ⑵　寄附採納の時点で、集会所が建設されていること。 ⑶　集会所用地は隣地との境界杭が半永久的なもので明確に区分けされていること。 ⑷　集会所の管理規約が制定されており、集会所の利用対象区域が明示されていること。 ⑸　集会所の管理運営のための集会所管理委員会等が設置されていること。 ⑹　集会所における損害賠償等の一切の責任は集会所管理委員会等が負う。 ⑺　集会所の管理費用は集会所管理委員会等が負担する。 ⑻　大府市と集会所管理委員会等において市有財産無償貸付契約書を締結する。 ２　寄附採納の手続き ⑴　市長への寄附採納申請には集会所管理規約及び利用対象区域図並びに処分を決めた ことを証明できる書類を添付する。 ⑵　登記名義の書換え手続き等の費用は寄附者が負担する。 ３　その他 集会所の利用対象区域又は利用対象区域を包括する区域において、地方自治法第２６ ０条の２の規定に基づく地縁団体が集会所を管理することとなった場合、この地縁団体から登記名義の書換え請求があったとき、又は市長が移転することが望ましいと判断したときは、大府市からこの地縁団体へ登記名義を書き換える。	土地区画整理事業に伴う集会所以外は最近は受理していないが、最近相談が多い。
知　多　市	設けていない	－	－	宅地開発等で集会所用地となった場所について、地区に法人格がない等の理由で登記ができない場合、寄附を受理し、管理は地区で行うよう使用貸借契約を締結している。

議題８　地元からの土地の寄付について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（１）土地の寄附に関する基準を設けているか	（２）設けている場合		（３）寄付を受理したことがある場合具体的な内容及び経緯
		要綱等の名称	基準の内容	
知　立　市	設けていない			この数年、道路・排水路等公共用物以外で、土地の寄附を受理した案件はありませんが（公共用物の寄附採納の基準は、知立市公共用物の寄附採納基準に関する取扱要綱による）、過去に寄附で受けたと思われる土地を、公民館用地として減額貸付している案件があります。しかし閉鎖登記簿等で確認を取っておらず、詳しい経緯について把握できていません。
尾 張 旭 市	設けていない			
高　浜　市	設けていない			
岩　倉　市	設けていない			
豊　明　市	設けている	内規として定めている。		該当無し。
日　進　市	設けていない			公民館、集会所等の土地の寄付を受理したことがある
田　原　市	設けていない			事例なし
愛　西　市	設けていない			寄附採納の申出があった場合には、掲示板にて各課へ利活用の有無を確認し、活用希望があった場合にはお受けしております。過去には工事作業場として貸付が可能である土地を寄附採納し、現在まで貸付を行っております。
清　須　市	設けていない	－	－	地元管理の土地などは受理した事例がない。
北名古屋市	設けていない			なし
弥　富　市	設けていない			過去に地元から境内地や宅地の寄附を受けている。20年近く前で特定の時期に集中して受けている。経緯等の資料は残っていない。
み よ し 市	設けている	みよし市公有財産の寄附受納要綱 要綱では、詳細は規定されておらず、主に提出書類について規定	みよし市公有財産の寄附受納基準 要綱第４条の規定に基づき別に定める基準 既存集落内道水路、都計法に基づく帰属及び後退道路について、受納の要件を詳細に規定	確認できる範囲ではありません。
あ　ま　市	設けていない			特にありません。
長 久 手 市	設けている	寄附採納事務取扱規程 長久手市道路寄附受納取扱要綱 長久手市道路寄附受納基準	寄附採納行為により本市が過大な負担を負わないことを原則とし、市道路寄附受納基準に適合するもののみ受け付けている。寄附採納に伴う分筆及び抵当権等の権利抹消は寄附申出者が行い、所有権移転登記のみ市で行うこととしている。ただし、認定市道敷内道路民地及びセットバック部分の寄附については、分筆も市で行えることとしている。	事例１） ・境界確定の際に道路内民地であることが確認でき、土地所有者から寄附の意向を受けた ・大規模な宅地開発で開発事業者が道路をつくり、開発後市に寄附された 事例２） 公園に隣接している土地（弘法堂）について、複数名の地権者で管理を行っていたが、地権者の高齢化にて管理の負担が大きくなったため弘法堂を廃止することとなり、寄附の申し出があった。当該土地が市の所有となれば一団の公園利用が可能となり、公園機能の向上に繋がるため、寄附採納を受ける事となった。（建築物については地権者にて解体し、低木やフェンス等公園に活かすことが出来る施設については残存させ、市で移設等を行うこととした。）